



平成 30 年 10 月 29 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

上場株式等に係る配当所得等に関する 住民税の税額算定誤りについて

先般、都内自治体において、平成 17 年度から 30 年度までの「特定配当等に係る所得及び特定株式譲渡所得」（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）に係る住民税の税額算定に誤りがあったことが判明いたしました。

このことを受けて、国立市でも同様の誤りがないか、現在、調査を進めているところでもあります。

本件の内容等および経緯につきましては、下記のとおりとなります。

記

1. 事案の内容と経緯について

住民税の税額は、原則として、確定申告書が提出されれば、確定申告書の内容に基づいて算定されます。しかし、平成 15 年の地方税法関係規定の改正により、平成 17 年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。

算定に誤りのあった事例では、確定申告書が提出された場合には、その内容に従い住民税を算定すると誤って解釈したことにより、住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入したものです。



2. 対象者等について

(1) 対象者

住民税の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方

(2) 対象人数および対象税額

現在調査中です。

以 上

問い合わせ
国立市政策経営部
課税課長 山 田
TEL: 042-576-2111 (内線 110)